

国連宇宙空間平和利用委員会の設立と米国の宇宙政策

永井 雄一郎

Yuichiro NAGAI. U.S. Space Policy and the Establishment of the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space. *Studies in International Relations* Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.25-39.

This paper examines the process by which the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (UNCOPUOS) was established in 1958, focusing in particular on its relations to U.S. space policy in the 1950s. Before it was formally established in 1959 as a permanent body of the United Nations, UNCOPUOS was initially established in 1958 by UN General Assembly Resolution 1348 (XIII) as an ad hoc committee to review international cooperation in the peaceful use of outer space and the role of the United Nations along with legal issues arising from the exploration and use of outer space. This paper argues that the Eisenhower administration was actively and closely involved in forming UNCOPUOS as an ad hoc committee of the United Nations in order to separate the promotion of the peaceful use of outer space from the dispute over arms control in outer space. Further, the Eisenhower administration sought the initiative in forming an international order for the exploration and use of outer space that was favorable to the United States.

1. はじめに

今日、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序は大きな課題に直面している。世界初の人工衛星スプートニク (Sputnik) の打ち上げから60年以上が経ち、宇宙活動は世界的にも目覚しく進展した。宇宙空間の平和利用の発展は、科学の進歩や人類の活動領域の拡大のみならず、経済社会あるいは人々の日常生活に至るまで、人類社会に多くの恩恵をもたらしてきた。一方、宇宙空間が軍事目的で利用されてきたことも既知の事実である。地球軌道を周回する人工衛星は、今や国家の安全保障や軍事作戦の遂行に欠かすことのできないものとなっている。近年では、米国における宇宙軍 (U.S. Space Force) の発足にも象徴されるように、宇宙空間は新たな軍事競争の舞台にもなりつつある。将来、宇宙空間が軍事的争いの場となることを防止するとともに、平和目的に基づく安定的かつ持続的な宇宙空間の利用を促進していくための国際秩序のあり方が問われていると言えよう。

しかし、これは決して新たな問題ではない。歴史を振り返れば、宇宙活動の時代が本格的に始まった1950年代から、国際社会は宇宙空間の利用のあり方をめぐって検討を重ねてきたのである。そうした歴史の中で、宇宙条約¹をはじめとする国際宇宙法も形成されてきたと言えるだろう。このような今日の宇宙活動を支える国際秩序の形成過程を理解することは、将来の宇宙空間の利用をめぐる国際関係のあり方を検討するうえでも優れて有意義であると考えられる。

本稿は、このような問題意識から、国連宇宙空間平和利用委員会 (United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space、以下UNCOPUOS) が設立されるまでの過程を振り返る。UNCOPUOSは、宇宙空間の平和利用と国際協力を推進するとともに、宇宙空間の利用から生じる法的課題を検討するために設置された国連総会の補助機関である。1958年の国連総会決議1348によって最初はアドホックな臨時委員会として設置され²、翌年には正式に常設委員会と

なった。以来、今日に至るまで、宇宙空間の利用のあり方を国際的に検討するフォーラムとして、宇宙条約をはじめとする関連諸条約を作成するなど、今日の宇宙活動を支える国際秩序の形成にも大きな役割を果たしてきた³。今後も宇宙空間の利用をめぐる国際関係のあり方を検討していくうえで主要な役割を担っていくと考えられるこのUNCOPUOSは、どのような経緯で誕生したのだろうか。

本稿は、特に、UNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策に焦点を当てて検討する。具体的には、1958年の国連総会決議1348が採択されるまでの過程を振り返り、当時のドワイト・アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権がどのような政策的意図を持ってUNCOPUOSの設立に関与したのかを史料に基づいて明らかにする。

従来、宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題は、国家の宇宙活動を律する法規範の形成という観点から、主に国際法の分野で論じられることが多かった。UNCOPUOSの設立過程に言及する先行研究も、この委員会が宇宙条約をはじめとする様々な関連諸条約の作成に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、国際宇宙法の形成と発展の歴史という文脈の中で論じるものが多い⁴。一方、UNCOPUOSの設立過程を1950年代の米国の外交史あるいは宇宙政策史の観点から史料に基づいて詳細に検討した研究は少ない⁵。1950年代の米国の宇宙政策を歴史的に検討する研究も蓄積されつつはあるが、その多くは、いわゆる「スプートニク・ショック」への対応も含め、ソ連との対立と競争の時代において米国の宇宙活動が如何に進展したのかという点に重点が置かれてきたと言えよう⁶。その反面、宇宙空間を新たな国際関係の舞台と位置づけ、その利用のあり方をめぐって当時の米国政府がどのような構想を持ち、如何にその実現を目指したのかという点については、これまであまり関心が向けられてこなかった。もっとも、こうした観点からUNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策を詳細に振り返る研究はほとんど見られない。

本稿では、こうした研究動向も踏まえながら、UNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策過程を分

析することを通して、宇宙空間の利用をめぐる国際関係の歴史の一端を探りたい。アイゼンハワー政権は、まさに宇宙活動の萌芽期にあった当時から、宇宙空間の利用のあり方を構想し、国家間競争ではなく、対外的には国際協力を基調とする宇宙空間の平和利用を促進することを目指していた。そして、そのような政策を実現する場として国連を重視し、UNCOPUOSの設置にも積極的に関与していたのである。何より、国連総会決議1348は、米国が自ら草稿した決議案に基づくものであった。こうしたUNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策や政治外交過程を検討することは、今日の、そして将来の宇宙空間の利用をめぐる国際関係を考えるうえでも有益な示唆を与えることができるだろう。

2. 宇宙空間の平和利用をめぐる

(1) 科学衛星計画と宇宙空間の平和利用

UNCOPUOSは、その名が示す通り、宇宙空間の平和利用を促進することを目的に設置された委員会である。1958年の国連総会決議1348は、「宇宙空間は平和目的のためにのみ利用されるべきである」と宣言していた⁷。これは、アイゼンハワー政権が一貫して追求した政策目的であった。

アイゼンハワー政権は、米国政府として初めて宇宙計画を立案・決定した時から、宇宙空間の平和利用を追求していた。1955年5月、アイゼンハワー政権は「米国の科学衛星計画（U.S. Scientific Satellite Program）」と題する国家安全保障会議（National Security Council、以下NSC）の政策文書（NSC 5520）を決定した。この計画は、1957年から58年にかけて開催が予定されていた国際地球観測年（International Geophysical Year、以下IGY）と呼ばれる国際科学協力計画への貢献として、米国が「5から10ポンドの小さな人工衛星を地球軌道に打ち上げる」というものであった。この計画の方針を定めたNSC 5520は、米国による人工衛星の打ち上げが科学研究の発展に向けた「平和目的」に基づくものであることを強調していた⁸。

しかしながら、この計画は米国の安全保障政策

とも無関係ではなかった。アイゼンハワー政権は、こうした平和的宇宙計画が将来の軍事衛星の開発——とりわけ、偵察衛星の開発——にとっても有意義な「技術的ステップ」になると判断していた。そして何より、この計画には、将来の軍事衛星の運用に向けて「宇宙空間の自由 (freedom of space)」という原則を確立する狙いがあった。つまり、平和目的を持つ科学衛星を国際科学協力への貢献として打ち上げることによって、宇宙空間は国家の領空という概念が及ばない空間であり、人工衛星はいかなる国の上空であっても自由に飛行することができるという前例を確立しようとしていたのである⁹。

その背景には、アイゼンハワー大統領による「オープンスカイズ (Open Skies)」構想の挫折があった。当時、米国の国家安全保障にとって喫緊の課題の一つは、核兵器と弾道ミサイルの時代における奇襲攻撃の脅威に対処することであった¹⁰。特に、核兵器を高速かつ無人で運搬する弾道ミサイルは、「これまでの戦争概念を一掃する」新たな軍事技術であった¹¹。1950年代の半ばには、ソ連における大陸間弾道ミサイルの開発も着実に進展していると考えられていた¹²。当時、こうした核兵器と弾道ミサイルを用いた奇襲攻撃の脅威に対処するため、政府内では対ソ情報収集能力の強化が必要であるとの認識が高まっていた¹³。事実、アイゼンハワー政権は、1954年から平時における対ソ戦略偵察のためにU-2型偵察機の開発を極秘のうちに開始していた。しかしながら、アイゼンハワー政権は、こうした偵察機による上空からの対ソ情報収集は明らかな領空侵犯であることを認識していた¹⁴。こうした問題を打開するため、アイゼンハワー大統領は、U-2型偵察機の運用準備が整いつつあった1955年7月にジュネーヴで開催された四カ国首脳会談において、米ソがお互いの領空を解放して相互の空中査察を認める「オープンスカイズ」構想を提案していた。しかし、この提案は、米国による露骨なスパイ活動の一環であるとしてソ連に拒否され、挫折に終わったのである¹⁵。

科学衛星計画の目的の一つは、こうした対ソ情報活動が直面した困難の打開策を宇宙空間に求め

ることであった。科学衛星計画によって「宇宙空間の自由」の原則を確立することによって、宇宙空間における行動の自由を確保し、将来の偵察衛星の運用を可能にすることが重要な政策目的となっていたのである。そのため、この計画によって打ち上げられる米国の科学衛星は、いかなる国の事前了解も必要としないよう、国際科学協力への貢献として平和的に打ち上げられる必要があったのである¹⁶。

このように、アイゼンハワー政権は、米国政府として初めて宇宙政策を検討した当初から、対外的には平和目的に基づく宇宙計画の実施を追求していた。その目的は、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序を米国にとって望ましいかたちで形成していくことにあった。

(2) 軍縮・軍備管理をめぐる問題

また、アイゼンハワー政権は、UNCOPUOSの設立をめぐる国連での検討がはじまる以前から、宇宙空間が平和目的に基づいて利用されることを国際社会に訴えていた。とりわけ、軍縮・軍備管理の観点から、核兵器を搭載した大陸間弾道ミサイルによる奇襲攻撃の脅威を低減させることを念頭において、宇宙空間への物体の打ち上げを国際的管理のもとで平和目的に限定することを国連において提案していたのである。

米国政府内では、早くも1956年には、「宇宙空間に打ち上げられる物体はもっぱら平和及び科学目的でなければならず、軍事目的のために宇宙空間を飛行あるいは通過するよう設計された物体の生産は効果的管理のもとで禁止されなければならない」という政策方針が検討されていた¹⁷。そして1957年1月には、将来の宇宙空間の利用が平和目的に向けられるよう、宇宙空間への物体の打ち上げを国際管理のもとに置くことを国連総会第一委員会に提案していた¹⁸。また、同年8月には、国連軍縮委員会の場合においても、米英仏加の共同提案として、宇宙空間に打ち上げられる物体が平和目的であることを保証するための検証制度のあり方について検討することを提案していたのである¹⁹。

こうした状況の中、1957年10月にソ連がス

プートニク 1 号の打ち上げに成功した。世界初の人工衛星の打ち上げは、ソ連における弾道ミサイル技術の発展を裏付ける出来事でもあった。米国は、その数日後には、国連総会第一委員会において「宇宙空間兵器の問題」を改めて提起した。この時、ヘンリー・カボット・ロッジ (Henry Cabot Lodge, Jr.) 米国連大使は、「核弾頭を搭載した宇宙空間ミサイル (outer space missile) の可能性は、あまりにも危険すぎて無視することはできない」と語り、宇宙空間に打ち上げられる物体は平和目的であるべきだという考えを改めて強調した²⁰。そして、その翌月には、こうした米国の提案に基づき、「宇宙空間に打ち上げられる物体は、もっぱら平和及び科学目的でなければならない」と謳う国連総会決議 1148 が採択された²¹。

このように、国連における宇宙空間の平和利用をめぐる初期の検討は、核兵器と弾道ミサイルの時代における軍縮・軍備管理問題と深く関連していた。米国は、宇宙空間の平和利用を主張することによって、核兵器を搭載した大陸間弾道ミサイルの打ち上げを規制することを提案していたのである。また、こうした提案は、米国が進める科学衛星計画の平和的性格を対外的に強調するという意味でもアイゼンハワー政権の宇宙政策と矛盾するものではなかった。

3. 宇宙空間の軍備管理の難しさ

(1) ソ連の提案と米国の対応

1958 年に入ると、こうした米国の政策方針にも微妙な変化が見られた。その契機の一つとなったのは、1958 年の国連総会に向けたソ連からの議題提案であった。

1958 年 3 月、ソ連は宇宙空間の利用のあり方について次回の総会で検討するよう国連に提案を行った。その提案は、軍縮・軍備管理への取り組みという観点から、宇宙空間の利用の問題のみならず、米国が海外に持つ軍事基地の撤廃も合わせて国連で討議するよう要請するものであった²²。

この提案に付された説明覚書は、それまでの米国の提案に反対するソ連の立場を明確にしてい

た。ソ連は、宇宙空間の平和利用を主張することによって大陸間弾道ミサイルの打ち上げのみを規制しようとする米国の考えに疑問を呈した。それは、米国がより射程の短いミサイルを開発しており、それらは海外に展開する軍事基地からも使用できると考えられたからであった。つまり、宇宙空間へ打ち上げられる大陸間弾道ミサイルのみを問題視し、海外の軍事基地に展開できる短距離ミサイルや戦略爆撃機への規制を回避しようとする米国の態度を疑問視したのである。

ソ連は、「人類の脅威となっているのは大陸間弾道ミサイルそのものではない」との立場を明確にし、そこに搭載される核兵器こそが真の問題であると主張した。平和的ロケットと軍事的ミサイルを区別するのは、技術的特徴ではなく、「それが平和的な宇宙研究を目的としたスプートニクを搭載しているか、それとも大量破壊を意図した原子爆弾や水素爆弾を搭載しているか」という問題であるとの考えを示したのである²³。

ソ連は、こうした考えに基づき、宇宙空間の平和利用をめぐる問題は他国領土にある海外軍事基地の撤廃と合わせて検討されるべきであると主張した²⁴。そして、米国の海外基地の撤廃が合意されない限り、大陸間弾道ミサイルの規制のみを目指そうとする米国の提案を受け入れない姿勢を明確にしたのである²⁵。

このような状況の中、アイゼンハワー政権は宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題が次の国連総会の主要な争点になると捉えていた。ソ連の提案は、軍縮と国際平和に向けた新たなイニシアティブとして国連加盟国の注目を集めていた。それゆえ、米国としては、緊急性を持って対応策を練る必要があった²⁶。この問題をめぐる国連での検討は、ソ連による提案ではなく、米国が提案する枠組みの中で行われる必要があると考えていたのである²⁷。

こうして政府内では、1958 年の国連総会に向けた新たな提案について検討が進められた。米国にとって、宇宙空間の平和利用を追求していくことは引き続き重要な目標であった。しかし、この問題を米国の海外基地の撤廃と関連づけようとするソ連の提案は、到底受け入れられるものではな

かった。こうした問題への対応策として、米国は宇宙空間の平和利用を軍縮に向けた交渉から切り離して追求することを目指すようになったのである²⁸。

軍縮や軍備管理の問題については、核兵器や弾道ミサイルの問題も含め、引き続き国際的検討を進めていく必要性を認識していたものの、それらは困難な交渉が予想された。そのような枠組みの中で検討を続ければ、宇宙空間の平和利用は非常に合意の難しい問題となる可能性があった。一方、1958年1月には米国も初となる人工衛星エクスプローラー1号（Explorer I）の打ち上げに成功しており、宇宙空間の利用のあり方をめぐっては国際的関心も大いに高まっていた。こうした状況の中、アイゼンハワー政権は、軍縮や軍備管理をめぐり困難な交渉の結論を待たずに、宇宙空間の平和利用の原則を追求しなければならないと考えようになったのである²⁹。

（2）「平和利用」の曖昧さ

また、こうした政策方針の修正は、宇宙空間の「平和利用」をどう定義し、それを如何に検証・管理すれば良いかという問題の難しさを認識するようになった結果でもあった。例えば、アイゼンハワー政権内では、大統領科学諮問委員会（President's Science Advisory Committee）において、宇宙空間への物体の打ち上げが平和目的あるいは科学目的であることを検証することは技術的に可能かという問題が検討されていた。しかし、その初期の検討結果は、非常に難しいという結論であった。米国の科学者らの判断によれば、「長距離ミサイルの生産や使用」を検証することは、実際には非常に複雑なものになると考えられた³⁰。弾道ミサイルと宇宙輸送のためのロケットは、多くの点において技術的要素が共通であり、「平和的計画という名目で、弾道ミサイル・システムの開発に必要となる多くの実験情報を入手することができる」と考えられたからであった³¹。

さらに、宇宙空間の利用のあり方をめぐっては、単に大陸間弾道ミサイルの問題だけでなく、より幅広い観点から慎重な検討が必要であるとの認識も高まりつつあった。当初、アイゼンハワー政権

は、主に大陸間弾道ミサイルの打ち上げを防止することを念頭において、宇宙空間に打ち上げられる「物体」を平和目的に限定することを提案していた。しかし、この「物体」が具体的に何を意味するかについて、特に明確な区別はしていなかったのである³²。1958年1月に開催されたNSCにおいて、宇宙空間の国際的管理の必要性について言及したジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles）国務長官に対し、アイゼンハワー大統領は「弾道ミサイルのみを関連づけて宇宙の話をしているのか」、それとも「人工衛星や平和目的のための宇宙空間の利用といった他の問題について話しているのか」と問いかけた。しかし、この時のダレス国務長官の返答は的を射たものではなかった。それゆえ大統領は、宇宙空間の平和利用をめぐり問題は、弾道ミサイルだけでなく、人工衛星も含め、宇宙空間に打ち上げられるあらゆるものを含みうると指摘し、「この区別を明確にすべきだ」との考えを示したのである³³。

当時、アイゼンハワー政権内では、ソ連によるスプートニクの打ち上げをうけて、宇宙政策の見直しが行われていた。そして1958年8月には、NSCにおいて米国の新たな宇宙政策文書「宇宙に関する米国の予備的政策（Preliminary U.S. Policy on Outer Space）」（NSC 5814/1）が策定された。この文書は、軍事面においても、非軍事面においても、宇宙空間には広範な将来の利用可能性があることを指摘していた³⁴。

特に偵察衛星は、対ソ情報収集能力の強化という観点から「米国の国家安全保障にとって決定的重要性を持つ」と位置づけられていた³⁵。実は、アイゼンハワー政権内では、科学衛星計画の目的の一つであった「宇宙空間の自由」の原則がソ連のスプートニクによって促進されたとの見方があった。アイゼンハワー政権は、「ソ連の人工衛星は、実際にあらゆる国家の上空を飛行し、今のところそれに対する抗議はない」と分析し、これによって少なくとも「宇宙空間の自由」に関する前例が確立されたと考えていたのである³⁶。また、1958年1月にエクスプローラー1号を打ち上げた際にも、米国はソ連を含む他国政府に事前の許可を要請していなかった³⁷。こうした「宇宙空間

の自由」に関する前例の確立は、アイゼンハワー政権による偵察衛星の開発を加速させていた。事実、1958年2月には、CORONA計画と呼ばれる極秘の偵察衛星計画を開始して、早期の運用開始を目指すようになっていたのである³⁸。

それゆえ、宇宙空間の平和利用は「米国の安全保障とも一致するところにおいて」追求される必要があった。安全保障の観点から考えれば、偵察衛星のような軍事衛星を運用するための「最も望ましい政治的枠組み」を検討することが重要であった。換言すれば、宇宙空間の「平和利用」を追求することが、米国の安全保障にとって不可欠な軍事衛星の利用を妨げてはならないと考えていたのである。アイゼンハワー政権は、少なくとも、偵察衛星のように「他国の正当な活動を物理的に妨害することができないよう設計された地球軌道物体が宇宙空間を通過する権利」を確保していく立場を検討していた。つまり、宇宙空間の平和利用は、軍事利用を一切禁止するものではないという立場を明確にするようになったのである³⁹。

こうした要因は、宇宙空間の平和利用を軍縮や軍備管理の観点から追求することを困難にさせるものであった。この問題を軍縮の観点から追求すれば、「平和利用」の複雑な定義づけを必要とし、それを如何に検証するかという困難な問題を伴う可能性があった。しかし、宇宙空間の豊かな利用可能性を考えれば、こうした判断は慎重になされる必要性があった。それゆえ、軍縮や軍備管理という観点から結論を急ぐことは米国にとって得策ではないと考えられるようになったのである⁴⁰。

4. 国際宇宙協力の推進

(1) 宇宙空間の平和利用に向けた国際協力

このような理由から、アイゼンハワー政権は、軍縮・軍備管理をめぐる問題とは異なる枠組みにおいて宇宙空間の利用のあり方を構想するようになった。そして、対外的には国家間競争の排除と国際宇宙協力の推進を強調することによって、宇宙空間の平和利用の発展を主導していくことを目指すようになったのである⁴¹。

1958年8月に策定されたアイゼンハワー政権

の宇宙政策文書 NSC5814/1 は、国際宇宙協力の推進を重要な政策目標としていた。そして、そうした国際宇宙協力の推進を主導していくことを通じて、宇宙空間の平和利用に向けた国際的リーダーとしての米国の立場を強化していくことを目指したのである⁴²。

アイゼンハワー政権は、そうした国際宇宙協力の進展こそ、宇宙空間の平和利用の発展に向けた重要な一歩になると考えていた⁴³。米国は、それまでも IGY における国際科学協力への貢献として人工衛星を打ち上げることを目指してきた。ソ連のスプートニクや米国のエクスポローラーは、いずれも IGY の枠組みにおいて打ち上げられた人工衛星であった。こうした米ソの人工衛星の打ち上げによって、宇宙空間の科学研究や開発利用に向けた国際協力への関心や期待も国際的に高まりつつあった。アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用を発展させていくためにも、引き続き IGY のような枠組みにおける国際宇宙協力の推進を主導していくことが望ましいと考えていたのである⁴⁴。

折しも、アイゼンハワー政権は、1958年に国家航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration、以下 NASA) を設立した⁴⁵。NASA の設立は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進を目指すアイゼンハワー政権の宇宙政策を強く反映していた。NASA の設立を規定した 1958 年国家航空宇宙法は、「宇宙活動はすべての人類の利益のために平和目的に専念されるべきである」との考えを宣言するとともに、宇宙空間の研究と平和利用における国際協力の推進を NASA の重要な役割と位置づけていた。また、こうした観点から、NASA は軍事面での宇宙活動を担う国防総省や軍とは独立した米国の民生宇宙機関 (civilian space agency) として設立されたのである⁴⁶。

さらに、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序を米国にとって望ましいかたちで形成していくためにも国際協力が欠かせないと考えていた。当時、宇宙空間には豊かな利用可能性が認識されつつあり、国際社会の関心も高まりを見せていた。例えば、宇宙空間に打ち上げら

れる人工衛星は、通信や放送、気象観測、さらには航行支援といった多様な分野での利用可能性が当時から期待されていた。また将来的には、宇宙空間プラットフォームの建設や、月その他の天体への有人・無人探査の可能性も広がっていた。一方、こうした平和目的に基づく宇宙空間の利用であったとしても、適切な国際協力や調整がなければ、国家間競争や国際問題を引き起こしてしまう可能性も考えられた⁴⁷。NSC 5814/1は、先見の明をもって、宇宙空間の利用から生じる様々な法的問題を指摘していた。アイゼンハワー政権は、そうした宇宙空間の利用に関する法規範については、宇宙活動の進展による経験に基づいて漸進的かつ実践的に形成されていく必要があると考えていた。そして、当然のことながら、そうした宇宙空間の利用をめぐる国際秩序の形成においては、宇宙活動に経験を持つ国家が大きな役割を果たしていくことになると考えられた。アイゼンハワー政権は、そのような国際秩序の形成を米国にとって望ましいかたちで進めていくためにも、国際協力による宇宙空間の平和利用を主導していくことが重要であると考えていたのである⁴⁸。

（2）国際宇宙協力と国連 - 米国の観点から

このような国際宇宙協力を推進していくための場として、米国が特に重視したのが国連であった。宇宙時代の幕開けにより、国連においても宇宙空間の研究や開発利用に対する加盟国の関心が高まっていた。また各国は、宇宙活動の分野における国連の役割についても大きな関心を寄せていた。何より、ソ連の議題提案によって、1958年の国連総会では宇宙空間の利用のあり方が主要なアジェンダとなることが予想された。こうした状況の中、アイゼンハワー政権は、国連における国際宇宙協力の推進を通して、宇宙空間の平和利用に向けた「主導者」としての立場を強く打ち出していくことが重要であると考えていた。そのためには、次の国連総会において「印象深く、積極的な立場」をとることが必要であった⁴⁹。

アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進に向けた「政治的枠組みや国際世論環境を醸成する」ための場として国連の役割を

捉えていた。換言すれば、国連は、この問題に関する「米国の立場を表明するための最適なフォーラム」であった⁵⁰。こうした観点から、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進について検討と勧告を行う委員会（U.N. Committee on Outer Space）を国連に設置することを目指すようになったのである⁵¹。

しかし、このような組織を国連に設置する考えは、1958年3月のソ連による議題提案においても見られるものであった。ソ連による提案書は、「宇宙空間の研究における国際協力のための国連機関（United Nations agency）の設立」に言及していた。ソ連が提案する「国連機関」は、具体的には（1）国際的に合意された計画のもとでロケットの打ち上げを実施・監督すること、（2）IGYの枠組みで実施されてきた宇宙空間の研究を継続すること、（3）宇宙空間の研究に関わる情報の収集、共有、普及のための中心となること、そして（4）宇宙空間の研究のための各国の計画を調整し、その実現に向けて可能な支援を行うことなどが役割として検討されていた⁵²。

しかし、アイゼンハワー政権は、こうした新たな国連の機関を設立することは時期尚早だと考えていた。このような新たな「機関」の設立を急ぐことは、宇宙空間の利用のあり方や組織のあり方について早まった法的判断や合意を招く恐れがあった。まだ当時は、わずかな数の人工衛星しか打ち上げられていなかった時代でもあり、将来の宇宙活動に関する米国の政策的判断も限られた情報に依存する他なかった。先述の通り、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用が進展するに伴い、様々な法的問題が生じる可能性を認識していたものの、この時点では依然として明確な立場を国際的に表明できるほどの方針は固まっていなかった⁵³。それゆえ、国連における新たな機関の設立に向けた検討が、宇宙空間の利用と国際協力のあり方に関する早まった判断を招き、それが将来における米国の潜在的利益を損なう可能性を懸念していたのである。特に、「宇宙空間の自由」の問題を含め、そうした早計な法的・組織的判断が米国の安全保障に不可欠な——故に、「平和的」な——軍事偵察衛星の運用の障害となることは避け

なければならぬと考えていた。つまり、アイゼンハワー政権は、米国の宇宙政策や国益に合致するかたちで、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序が形成されていくことが肝要であると考えていたのである⁵⁴。したがって、アイゼンハワー政権としては、国連における国際宇宙協力の推進を目指しながらも、同時に「あまりにも早急な国連の動きを食い止める」必要性を認識していたのである⁵⁵。

そこで考案されたのが、まずは国連に宇宙空間の平和利用に向けた国際協力のあり方について検討する委員会を「アドホック (ad hoc)」に設置するという提案であった。新たな国連機関の設立を目指すのではなく、そのような機関のあり方も含め、宇宙空間の平和利用と国際宇宙協力の可能性について検討・勧告するための臨時委員会を国連に設置することを目指したのである⁵⁶。

5. 1958年の国連総会とUNCOPUOSの設立

(1) 1958年国連総会への米国の提案

このような方針に沿って、アイゼンハワー政権は1958年の国連総会に向けた提案準備を進めた。1958年7月の国務省内の文書は、国連総会における米国の立場を以下のように示していた。第一に、宇宙空間の平和利用をめぐる問題は、軍縮の問題とは別々に検討されるべきであるという立場を明確にすることであった。核兵器や弾道ミサイルの問題も含め、軍縮の観点から宇宙空間の利用の問題を検討していくことも引き続き重要であるとしながらも、それらは宇宙空間の平和利用をめぐる問題とは別の枠組みで検討されるべきであるという考えを明確にすることを重視していたのである。そして第二に、宇宙空間の平和利用は、軍縮をめぐる交渉の結論を待たずしても、国際宇宙協力の推進を通じて追求していくことができるという立場を強調することであった⁵⁷。

1958年9月、ロッキンガム米連大使は、「宇宙分野における国際協力のための計画」について正式に国連への議題提案を行った。この提案に付された説明覚書は、「宇宙空間の開発から生じる可能性は、良くも悪くも図り知れない」との考えを示

し、科学技術の発展ばかりでなく、医療、気象観測、通信、輸送など、将来における豊かな平和利用の可能性に言及するとともに、「残念ながら、破壊を目的とした宇宙空間の利用という潜在的可能性も確かに存在する」との懸念も表明していた。それゆえ、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の基礎を築くことが喫緊の課題であると訴えた。そして、こうした取り組みは、軍縮に向けた合意を実現する努力と並行して進めていくことができるという米国の政策方針を強調したのである⁵⁸。

そして米国は、こうした立場を表明したうえで、具体的には(1)宇宙空間の平和利用の問題を軍縮の問題から切り離すこと、(2)宇宙空間の平和利用の原則を支持すること、(3)国際宇宙協力のための適切な国際的枠組みの設立を目指すこと、そして(4)宇宙空間の平和利用における人類の進歩のために国連がとりうる具体的措置に関して必要な研究と提言を行う臨時委員会を設置することによって、この重要かつ複雑な問題の慎重な検討に向けた準備を行うことを提案したのである⁵⁹。

また米国政府は、こうした提案に沿って自ら国連総会決議案を草稿していた。1958年8月までに準備された当初案は、冒頭で「宇宙空間は人類全体の共通の関心事」であることを確認し、「この新たなフロンティアに現在の国家間の競争関係を持ち込まないことを望む」と宣言する内容となっていた。そして、宇宙空間は「人類の発展のためにのみ」利用されるべきであり、そのためには国際協力の推進が重要であることを強調していた。さらに、「宇宙空間の適切な国際管理を含む包括的な軍縮合意を実現することは未だ難しい」との認識を明記したうえで、「そのような合意の欠如が宇宙分野における国際科学協力という別の計画の発展を阻害するべきではない」という米国の立場を率直に表明する内容となっていた⁶⁰。

政府内では、こうした原案に基づき、必要な修正を加えながら決議案の提案準備が進められた⁶¹。そして、1958年11月に入ると、事前にソ連を含む各国の代表にも決議案を提示して支持を求めたのである⁶²。

しかし、この時、ソ連も独自に決議案を用意し

ていた。その内容は、1958年3月の議題提案にも示されていた通り、(1) 軍事ロケットの宇宙空間への打ち上げ禁止と海外基地の一扫に国連総会が賛成すること、(2) これらを監督する機関を国連に設置すること、そして(3) 宇宙空間の研究における協力のための機関を国連に設置することを骨子としていた⁶³。

ソ連の決議案は、宇宙空間の平和利用を軍縮の問題から切り離して追求しようとする米国の決議案と真っ向から対立するものであった。したがって、これら二つの問題を切り離すという原則(separation principle)を堅持することは米国にとって重要であった。米国は、国連に設置される臨時委員会では宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の問題について検討が行われるべきであり、軍縮の問題については別途適切なフォーラムで検討が続けられるべきであるという立場を貫かなければならないと考えていた。事実、ニューヨークの米国連代表部に宛てられた国務省の電報は、米国の決議案の中で、軍縮の問題の難しさに触れることが困難な論争を巻き起こす恐れがあるのであれば、この決議案では軍縮問題への言及は一切控えるということまで示唆していた⁶⁴。

このような方針に基づき、米国は関係各国との最終調整を進め⁶⁵、1958年11月13日には19か国から支持を集めた決議案を国連に提出した(20か国提案)。先の国務省の電報にも示唆された通り、この決議案は軍縮の問題に一切触れず、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の推進に焦点が当てられていた⁶⁶。

(2) 二つの決議案をめぐる

国連では、米ソ二つの決議案をめぐる、第一委員会を舞台に交渉が行われた。この交渉の過程において、ソ連は自らの決議案を修正し、宇宙空間の平和利用の問題にのみ言及する意向を米国に伝えた。その真意は定かではないが、ソ連の説明によれば、これは「宇宙空間の軍縮計画について、現時点でお互いに受け入れ可能な合意に達することはない」と判断した結果でもあった。そして、ソ連は「宇宙協力は米ソが合意して初めて有意義なものとなる」との考えを示したのである⁶⁷。事

実、ソ連の修正案は、宇宙空間の平和利用と国際協力の重要性を強調する一方、軍縮をめぐる問題への言及は一切削除されていた⁶⁸。

ロジ国連大使は、この修正案を「宇宙空間の平和利用に関する国連の計画に参加するソ連の意向と柔軟性を示すもの」と捉え、これは「多くの国連加盟国にとって魅力的なものとなる」と分析していた。それゆえ、ソ連による修正案にも配慮した折衷案として調整を進めていくことが必要であるとの考えを国務省に伝えていた⁶⁹。

国務省内では、こうした方針変更を「宇宙空間の平和利用という分野において米国から主導権を奪い取ろうとする大きな試み」であると見る向きもあった。しかし、この問題を軍縮の問題から切り離して追求していくという考えをソ連が受け入れたことは、米国にとって「相当な利益(substantial gain)」であった。それゆえ、国務省はロジ国連大使の提案に沿ってソ連の修正案との調整を進めることに同意したのである⁷⁰。

米国は、ソ連の修正案も可能な限り盛り込みながら最終的な決議案の調整を進めた⁷¹。しかし、この決議によって国連に設置される組織のあり方については、米ソの間で溝が残るかたちとなった。ソ連の修正案は、当初案にあったような新たな国連機関を設立するという提案こそ放棄していたものの、依然として将来の国際宇宙協力における具体的な役割と機能を備えた委員会の設置を勧告する内容となっていた⁷²。

米国は、先述の通り、国連に設置される組織のあり方については、この時点で性急に判断することは避け、宇宙空間の平和利用と将来の国際協力のあり方について、国連の役割も含め、まずはアドホックな委員会で慎重な検討がなされるべきであるという考え方を重視していた⁷³。米国は、ソ連との折衷案を調整しながらも、この点について譲ることはなかった。当初案の通り、まずは宇宙空間の平和利用に向けた国際協力や、そこから生じうる法的問題、そして国連の役割や具体的な組織のあり方について検討を行うアドホックな委員会を設置する提案を最終案に盛り込んだのである⁷⁴。最終的には、この委員会の構成国をめぐるソ連との対立は決定的なものとなった。

しかし、米国を中心に練り上げられた最終案は、1958年11月末に第一委員会で採択され、翌月には正式に国連総会決議1348として採択されるに至ったのである⁷⁵。

6. おわりに

国連総会決議1348に基づき、国連には宇宙空間の平和利用と国際協力の問題を国際的に検討するフォーラムとしてUNCOPUOSがアドホックに設置された。アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題を軍縮・軍備管理の問題から切り離し、米国にとって望ましい宇宙空間の国際秩序を形成していくための舞台としてUNCOPUOSの設置を目指したのである。

アイゼンハワー政権は、宇宙空間が平和的に利用されることを一貫して追求していた。当初、それは核兵器を搭載した弾道ミサイルの打ち上げを防止するという観点から追求された政策目的であった。しかし、宇宙空間の平和利用をめぐる問題を、海外基地の撤廃と関連づけて交渉しようとするソ連の提案は米国にとって到底受け入れられるものではなかった。また、宇宙空間の豊かな利用可能性が軍事面でも非軍事面でも認識されるようになると、米国にとって望ましい宇宙空間の利用のあり方を検討することが重要な政策課題となった。そこで、アイゼンハワー政権は、困難が予想される軍縮・軍備管理に向けた交渉の枠組みではなく、対外的には国際協力の推進を通じて宇宙空間の平和利用を追求し、この新たな活動空間の秩序形成を主導していくことを目指したのである。アイゼンハワー政権は、このような政策目的を実現していくための舞台としてUNCOPUOSを位置づけ、その設立過程に積極的に関与していた。一方、アイゼンハワー政権は、国連における早計な動きや法的判断によって、将来の米国の潜在的利益が損なわれる可能性を懸念していた。アイゼンハワー政権が最初はアドホックにUNCOPUOSを設置することを目指したのも、こうした懸念と慎重さの表れであった。

UNCOPUOSの設立過程には、その後の宇宙空間の国際秩序を特徴づける重要な要素が垣間見

られる。宇宙空間の平和利用は、1967年の宇宙条約にも謳われたように、今や宇宙活動の基本原則として多くの国家に受け入れられている。UNCOPUOSは、国連の常設委員会となってからも、宇宙条約の作成を含め、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の推進と国際秩序の形成に主要な役割を果たしてきた。

一方、宇宙空間の「平和利用」は、「軍事利用の禁止」を意味するわけではなかった。少なくとも、アイゼンハワー政権は、平和利用という原則が米国の安全保障にとって不可欠な軍事衛星の運用を妨げてはならないと考えていた。UNCOPUOSにおいても、宇宙空間の「平和利用」が何を意味するかについて具体的に定義されることはなく、基本的には自衛権の範囲内での「非侵略」目的の軍事利用は許容されるとの解釈が国際的に定着していくこととなったのである。冷戦時代には、米ソ両国によって、数々の軍事衛星が打ち上げられ、宇宙空間の軍事利用が恒常化していった。今や軍事宇宙システムは国家の安全保障や軍事作戦の遂行に欠かすことのできないものとなり、それゆえに宇宙空間は新たな軍事的争いの場となりつつあるのである。

しかしながら、UNCOPUOSは、宇宙空間の軍縮や軍備管理について国際的検討を行う舞台とはならなかった。1967年に制定された宇宙条約は、核兵器や他の大量破壊兵器を宇宙空間に配備することや、月その他の天体上での軍事活動は禁止したものの、弾道ミサイルが宇宙空間を通過することや、通常兵器を宇宙空間に配置することは禁止していない。宇宙空間の軍備管理については、その後もUNCOPUOSとは異なる枠組みにおいて国際的検討が行われてきたものの、今日に至るまで具体的成果はほとんど生まれていない。アイゼンハワー政権が予想したように、宇宙空間の軍縮・軍備管理は今日においても合意の難しい問題となっているのである⁷⁶。

宇宙空間における軍事的緊張が拡大し、その利用のあり方が問われるようになっていく今日、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力を推進していくとともに、アイゼンハワー政権の時代から取り残された課題への対応策を模索していくことが必

要になっていると言えるだろう。

謝辞

匿名の査読者より大変貴重なご指摘・ご示唆をいただいた。心より御礼を申し上げる。

註

- 1 正式名称は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則に関する条約」である。
- 2 United Nations General Assembly, Resolution 1348 (XIII), “Question of the Peaceful Use of Outer Space,” December 13, 1958.
- 3 宇宙条約のほか、UNCOPUOS で作成された宇宙関連諸条約には、宇宙救助返還協定（1968年）、宇宙損害責任条約（1972年）、宇宙物体登録条約（1975年）、月協定（1979年）がある。
- 4 UNCOPUOS の設立に言及する国内の代表的な先行研究として、以下がある。池田文雄『宇宙法』勁草書房、1961年、137-153頁。池田文雄『宇宙法論』成文堂、1971年、23-49頁。近年の研究としては、以下がある。Annette Froehlich and Vincent Seffinga, eds., *The United Nations and Space Security: Conflicting Mandates Between UNCOPUOS and the CD* (Cham: Springer, 2019).
- 5 米国の歴史家ウォルター・マクドゥーガル (Walter A. McDougall) は、冷戦時代における米ソの宇宙活動とその政治過程を描いた通史の中で、UNCOPUOS の設立過程にも言及している。Walter A. McDougall, ...*The Heavens and the Earth: A Political History of the Space Age* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1985) pp.177-194.
- 6 1950年代の米国の宇宙政策に関する代表的研究として以下がある。R. Cargill Hall, “Origins of U.S. Space Policy: Eisenhower, Open Skies, and Freedom of Space,” John M. Logsdon, Linda J. Lear, Jannelle Warren-Findley, Ray A. Williamson, and Dwayne A. Day, eds., *Exploring*

the Unknown: Selected Documents in the History of the U.S. Civil Space Program, Vol. I: Organizing for Exploration (Washington, D.C.: NASA, 1995) pp.213-229; David Callahan and Fred I. Greenstein, “The Reluctant Racer: Eisenhower and U.S. Space Policy,” Roger D. Launius and Howard E. McCurdy, eds., *Spaceflight and the Myth of Presidential Leadership* (Urbana: University of Illinois Press, 1997) pp.15-50; Robert A. Divine, *The Sputnik Challenge: Eisenhower’s Response to the Soviet Satellite* (New York: Oxford University Press, 1993); Roger D. Launius, John M. Logsdon, and Robert W. Smith, eds., *Reconsidering Sputnik: Forty Years Since the Soviet Satellite* (London: Routledge, 2000); Yanek Mieczkowski, *Eisenhower’s Sputnik Moment* (Ithaca: Cornell University Press, 2013); Nicholas Michael Sambaluk, *The Other Space Race: Eisenhower and the Quest for Aerospace Security* (Annapolis: Naval Institute Press, 2015); Mark Shanahan, *Eisenhower at the Dawn of the Space Age: Sputnik, Rockets, and Helping Hands* (Lanham: Lexington Books, 2017). また、国内における研究としては、以下がある。永井雄一郎「アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第32巻第1号、2011年、71-79頁。

また、1950年代の米国の宇宙政策は、冷戦時代を象徴する宇宙計画として1960年代に開始されたアポロ計画の決定に至る前史としても論じられてきた。例えば、代表的なものとして以下がある。John M. Logsdon, *The Decision to Go to the Moon: Project Apollo and the National Interest* (Cambridge: MIT Press, 1970). 渡邊浩崇「冷戦とアポロ計画—米国宇宙政策における競争と協力」大阪大学博士論文、2010年。

加えて、関連する一次資料を収録した資料集として、U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*（以下、FRUS）,

- 1958-1960, Vol. II: *United Nations and General International Matters* (Washington, D.C.: Government Printing Office [以下、GPO], 1991) pp.863-920; Logsdon, et. al. eds., *Exploring the Unknown*, Vol. I が刊行されている。
- 7 United Nations General Assembly, Resolution 1348 (XIII), "Question of the Peaceful Use of Outer Space," December 13, 1958.
- 8 National Security Council, NSC 5520, "U.S. Scientific Satellite Program," May 20, 1955, General Records of the Department of State (以下、GRDS), Records Relating to State Department Participation in the Operations Coordinating Board and the National Security Council (以下、OCB/NSC), Record Group (以下、RG) 59, National Archives and Records Administration (以下、NARA) .
- 9 *Ibid.*
- 10 Technological Capabilities Panel, The Report to the President by the Technological Capabilities Panel of the Science Advisory Committee, *Meeting the Threat of Surprise Attack*, February 14, 1955, Records of the National Security Council, Policy Papers 5520-5523, RG 273, NARA.
- 11 ドワイト・アイゼンハワー (仲晃、佐々木謙一 訳) 『アイゼンハワー回顧録 1 - 転換への負託 1953-1956』みすず書房、1965年、407-409頁。
- 12 National Intelligence Estimate, NIE-100-7-55, "World Situation and Trends," November 1, 1955, *FRUS 1955-1957*, Vol. XIX, p.134.
- 13 Technological Capabilities Panel, *Meeting the Threat of Surprise Attack*.
- 14 事実、1960年5月には、ソ連領空内を飛行していた U-2 型偵察機が撃墜される事件が発生している。
- 15 アイゼンハワー大統領による「オープンスカイズ」構想については、W. W. Rostow, *Open Skies: Eisenhower's Proposal of July 21, 1955* (Austin: University of Texas Press, 1982).
- 16 Dwayne A. Day, "Cover Stories and Hidden Agendas: Early American Space and National Security Policy," Launius, et. al. eds., *Reconsidering Sputnik*, pp.161-195; Hall, "Origins of U.S. Space Policy," pp.221-223; 永井「アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発」71-79頁。
- 17 Annex to NSC Action No. 1553, Record of Action of a Special Meeting, Washington, November 21, 1956, *FRUS 1955-1957*, Vol. XX, pp.444-446.
- 18 United States Memorandum Submitted to the First Committee of the General Assembly, January 12, 1957, U.S. Department of State, *Documents on Disarmament* (以下、DoD) 1945-1959, Vol. II (Washington, D.C.: GPO, 1960) pp.731-734.
- 19 Western Working Paper Submitted to the Disarmament Subcommittee: Proposals for Partial Measures of Disarmament, August 29, 1957, *DoD 1945-1959*, Vol. II, p. 871.
- 20 Henry Cabot Lodge, Statement by the United States Representative (Lodge) to the First Committee of the General Assembly, October 10, 1957, *DoD 1945-1959*, Vol. II, pp.901-902.
- 21 United Nations General Assembly, Resolution 1148 (XII), "Regulation, Limitation and Balanced Reduction of All Armed Forces and All Armaments; Conclusion of an International Convention (Treaty) on the Reduction of Armaments and the Prohibition of Atomic, Hydrogen and Other Weapons of Mass Destruction," November 14, 1957.
- 22 UN Doc. A/3818, "Union of Soviet Socialist Republics: Request for the Inclusion of an Item in the Provisional Agenda of the Thirteenth Session," March 17, 1958.
- 23 *Ibid.*
- 24 *Ibid.*
- 25 Letter from the Chairman of the Council of Ministers of the U.S.S.R. (Khrushchev) to the President of the United States (Eisenhower),

- April 22, 1958, U.S. Department of State, *American Foreign Policy: Current Documents* (以下、AFP) 1958 (Washington, D.C.: GPO, 1962) pp.1411-1412.
- 26 Department of State, Memorandum of Conversation, "Outer Space," March 20, 1958, GRDS, Central Decimal File (以下、CDF) , 701.022/3-2058, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.831-833.
- 27 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re US Initiative at 13th GA re Outer Space," August 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/8-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.863-864.
- 28 Department of State, Memorandum of Conversation, "Outer Space," March 20, 1958.
- 29 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re US Initiative at 13th GA re Outer Space," August 18, 1958.
- 30 Philip J. Farley, Memorandum of Conversation, April 11, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. III, pp.598-599.
- 31 National Security Council, NSC 5814/1, "Preliminary U.S. Policy on Outer Space," GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.845-863.
- 32 United States Memorandum Submitted to the First Committee of the General Assembly, January 12, 1957, *DoD 1945-1959*, Vol. II, pp.731-734.
- 33 Memorandum of Discussion at the 350th Meeting of the National Security Council, January 6, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. III, p.541.
- 34 National Security Council, NSC 5814/1.
- 35 *Ibid.*
- 36 A. J. Goodpaster, "Memorandum of Conference with the President, October 8, 1957 8:30 AM," October 9, 1957, Logsdon, et. al. eds., *Exploring the Unknown*, Vol. IV, pp.52-53; Memorandum of a Conference, October 8, 1957, *FRUS 1955-1957*, Vol. XI, pp.755-756; Memorandum of Discussion at the 339th Meeting of the National Security Council, October 10, 1957, *FRUS 1955-1957*, Vol. XI, p.759.
- 37 Letter from Stanley D. Metzger, Assistant Legal Advisor to Bernard Chazen, April 10, 1958, GRDS, CDF, 701.022/3-2558, RG 59, NARA.
- 38 Dwayne A. Day, John M. Logsdon, and Brian Latell, eds., *Eye in the Sky: The Story of the Corona Spy Satellites* (Washington, D.C.: Smithsonian Institution Press, 1998); Kevin C. Ruffner, ed., *CORONA: America's First Satellite Program* (Washington, D.C.: Central Intelligence Agency, 1995).
- 39 National Security Council, NSC 5814/1.
- 40 *Ibid.*
- 41 Maurice H. Stans, Director, the Bureau of the Budget, Memorandum for the Secretary of State, September 5, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.
- 42 National Security Council, NSC 5814/1.
- 43 Philip J. Farley, Memorandum for the Secretary, "NSC Agenda Item: U.S. Objectives in Space Exploration and Science," March 4, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.
- 44 National Security Council, NSC 5814/1.
- 45 NASA の設立については、McDougall, ...*The Heavens and the Earth*, pp.157-176.
- 46 Public Law 85-568, "National Aeronautics and Space Act of 1958," 85th Congress, H.R. 12575, July 29, 1958.
- 47 Loftus Becker, Major Aspects of the Problem of Outer Space: Statement Made by the Legal Adviser (Becker), Department of State, Before the Senate Special Committee on Space and Aeronautics, May 14, 1958, *AFP 1958*, pp.1413-1421.
- 48 National Security Council, NSC 5814/1.
- 49 *Ibid.*
- 50 Operations Coordinating Board, "Report on Preliminary U.S. Programs for International

- Cooperation in Outer Space Activities,” October 29, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.
- 51 Christian A. Herter, Circular Instruction from the Department of State to Certain Diplomatic Missions, “Thirteenth Regular Session of the United Nations General Assembly,” July 28, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.36-37.
- 52 UN Doc. A/3818, March 17, 1958.
- 53 National Security Council, NSC 5814/1.
- 54 McDougall, ...*The Heavens and the Earth*, pp.177-194.
- 55 National Security Council, NSC 5814/1; Operations Coordinating Board, “Report on Preliminary U.S. Programs for International Cooperation in Outer Space Activities,” October 29, 1958.
- 56 National Security Council, NSC 5814/1.
- 57 Herter, “Thirteenth Regular Session of the United Nations General Assembly,” July 28, 1958, pp.36-37.
- 58 UN Doc. A/3902, “United States of America: Request for the Inclusion of an Additional Item in the Agenda of the Thirteenth Session,” September 2, 1958.
- 59 *Ibid.*
- 60 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re US Initiative on Outer Space,” August 6, 1958, GRDS, CDF, 701.022/8-1858, RG 59, NARA.
- 61 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re Outer Space Item,” October, 24, 1958, GRDS, CDF, 320.11/10-2458, RG59, NARA; Telegram from Henry Cabot Lodge to Secretary of State, “Re: Outer Space,” October 31, 1958, GRDS, CDF, 320.11/10-3158, RG59, NARA.
- 62 Telegram from USUN New York to Secretary of State, “Re: Outer Space,” November 7, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-758, RG 59, NARA.
- 63 *Ibid.*; UN Doc. A/C.1/L.219, “Union of Soviet Socialist Republics: Draft Resolution,” November 7, 1958.
- 64 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re: Outer Space (Delga 377),” November 11, 1958, GRDS, CDF, 320.11/11-1158, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.867-868.
- 65 Telegram from New York to the Secretary of State, November 12, 1958, GRDS, CDF, 320.11/11-1258, RG 59, NARA.
- 66 UN Doc. A/C.1/L.220, “Australia, Belgium, Bolivia, Canada, Denmark, France, Guatemala, Ireland, Italy, Japan, Nepal, Netherlands, New Zealand, Sweden, Turkey, Union of South Africa, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America, Uruguay, and Venezuela: Draft Resolution,” November 13, 1958. See also, Annette Froehlich, Vincent Seffinga, and Ruiyan Qiu, “Initial Mandates of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (COPUOS) and the Conference on Disarmament (CD),” Froehlich and Seffinga, eds., *The United Nations and Space Security*, p.11; Tanja Masson-Zwaan and Roberto Cassar, “The Peaceful Uses of Outer Space,” Simon Chesterman, David M. Malone, Santiago Villalpando, and Alexandra Ivanovic, eds., *The Oxford Handbook of United Nations Treaties* (New York: Oxford University Press, 2019) pp.182-185; 池田『宇宙法論』25頁。
- 67 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, “Re: Outer Space,” November 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.870-871.
- 68 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 453, “Re: Outer Space,” November 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA.
- 69 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, “Re: Outer Space,”

November 18, 1958.

- 70 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re: Outer Space. DELGA 453, 454, 455,” November 19, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.872-873.
- 71 ソ連の修正案も盛り込みながら折衷案として調整された決議案については、以下を参照。Telegram from Henry Cabot Lodge, USUN New York, to the Secretary of State, DELGA 501, “Re: Outer Space,” November 21, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-2158, RG 59, NARA.
- 72 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, “Re: Outer Space,” November 18, 1958; Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 453, “Re: Outer Space,” November 18, 1958.
- 73 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re: Outer Space. DELGA 453, 454, 455,” November 19, 1958.
- 74 Telegram from Henry Cabot Lodge, USUN New York, to the Secretary of State, DELGA 501, “Re: Outer Space,” November 21, 1958.
- 75 国連総会第一委員会では、米国を中心に調整された決議案が賛成 54、反対 9、棄権 18 で採択された。Zwaan and Cassar, “The Peaceful Uses of Outer Space,” p.185; 池田 『宇宙法論』 25 頁。
- 76 UN Doc. A/74/77, “Report of the Group of Governmental Experts on Further Practical Measures for the Prevention of an Arms Race in Outer Space,” April 9, 2019.